

「日本・パキスタン租税条約改正」

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

2008年1月23日、日本の小島誠二パキスタン国大使とアブドゥラー・ユースフ・パキスタン連邦歳入庁長官との間で、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の条約」の署名がパキスタンの首都イスラマバードで行われた。新条約は源泉地国での課税関係の明確化、投資所得に対する源泉地国での源泉税限度税率の設定、みなし外国税額控除の廃止等が盛り込まれた。この新条約の締結によって両国間における経済活動の環境が課税の側面から整備されることとなり、これを通じて両国間の投資交流が一層促進されることが期待される。

(参考ホームページ：www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy200123pa.htm)

新条約による主要改正事項は以下の通り。

1. 配当、利子及び使用料に対する源泉税限度税率の変更

それぞれの国への進出企業が、本国の親会社に配当を支払う場合、現行の源泉地国における課税の税率は8.75%であるが、新条約では、①持株割合が50%以上であれば源泉地国における課税の税率は5%になる。②持株割合が25%以上であれば源泉地国における課税の税率は7.5%になる。③その他の場合10%となる。利子に対する課税は現行の30%から10%に引き下げられる。使用料を支払う場合、現行の源泉地国における課税の税率は0%であるが、新条約では、10%課税される。

【配当、利子及び使用料に対する源泉税限度税率の変更】

	持ち株割合(注)	現行条約	新条約
配当	50%以上	8.75%	5%
	25%以上		7.5%
	その他		10%
利子		30%	10%
使用料		免除	10%

(注)配当を受ける受益者が配当を支払う法人に対して所有する持ち株割合

※本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。課税の詳細については会計士・税理士にご相談いただきますようお願いいたします。

2. 源泉地国での課税関係の明確化

(1) 事業所得

事業所得に対する課税方式がいわゆる総合主義から帰属主義に改められた。帰属主義とは「支店、事務所、工場等の恒久的施設（以下 PE=PERMANENT ESTABLISHMENT）に帰属する所得に対して PE 所在地国で課税する」という考え方。つまり、A 国企業 a 社が B 国に PE をもち操業した場合、PE を通じた所得については B 国で課税され、PE を通じない取引は B 国側では事業所得としては課税されない。総合主義とは、「その所得が PE に帰属するか否かに関係なく、PE 所在地国内にある所得に対して課税する」という考え方。

(2) 技術上の役務に対する料金

技術上の役務に対する料金について、源泉地国の限度税率が 10%に定められた。つまり、ソフトウェアの開発作業（技術的役務提供）について、ロイヤリティなどの使用料と同じく、10%を限度とする源泉地国課税を認めている。たとえば、日本の企業がパキスタンの会社にソフトウェア開発を委託してその対価を支払う場合には、パキスタン企業にて 10%の源泉税徴収が必要になる。

3. 今後の手続き

新条約は、両国においてそれぞれの承認手続きを経た後、両国間で外交上の公文の交換を行い、その交換の日の翌日から 30 日目の日に効力が生じる。新条約が本年の 12 月 31 日以前に発効する場合は、源泉徴収される租税に関して、2009 年 1 月 1 日以降の課税に適用される。

(ご参考)「みなし外国税額控除（タックス・スペアリング・クレジット）」…みなし外国税額控除とは、開発途上国が外資優遇措置の一環として減免した租税を同国への進出企業が、かかる減免等されずに同国で納付したものとみなして、その本国での外国税額控除の対象に含める措置。

(アジア法人業務部 北村広明、宮崎 治)

E-mail: hiroaki_kitamura@sg.mufg.jp miyazaki@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール) 65-62311786 65-62311793

※本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。課税の詳細については会計士・税理士にご相談いただきますようお願いいたします。